（注１）　上場会社等とは、金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして放送法施行規則第128条（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同令第87条）で定める株式を発行している会社をいう（(イ)において同じ。）。

（注２）　外国法人等とは、法第５条第１項第１号から第３号までに掲げる者をいう（(イ)において同じ。）。

（注３）　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること（(イ)において同じ。）。

（注４）　(A)の欄は、イの（注５）に準じて記載すること。

（注５）　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。

（注６）　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注７）　(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの(C)の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。

（注８）　(E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するウの(ア)の(D)の比率を記載すること。

（注９）　(F)及び(G)の欄は、(H)の比率を合算した比率がなお５分の４を上回らない場合に次のとおり記載すること。(H)の比率を合算した比率に(I)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が５分の４を上回れば、それ以上については記載を要しない。

(ア)　申請者の議決権の総数の10分の１以上を占める日本法人に対して10分の１以上の議決権を有する外国法人等について記載すること。当該日本法人に対して10分の１以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(イ)　(ア)によつてもなお(H)の比率を合算した比率に(I)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が５分の４を上回らない場合には、一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の１未満であるときに、当該日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該外国法人等が占める日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の１以上となる場合の当該外国法人等について記載すること。

（注10）　(I)の欄は、１から(G)の比率を減じて計算した比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア)　(G)の比率が２分の１を超える場合は、(I)に０と記載すること。

(イ)　一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、１から当該一の日本法人に係る(G)の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の２分の１を超える議決権を有する場合は、０と記載すること。

（注11）　(E)及び(G)から(I)までの欄は、小数点第３位を四捨五入とし小数点第２位まで記載すること。